

法人名	(福)光の家
監査実施年月日	令和元年12月10日(火) 午前9時 ~ 午後3時
監査員氏名	加藤、小林

ID	項目	根拠	指摘事項	指摘区分
1	I-4(3)1	法第44条第1項により準用される法第40条第1項、第44条第6項 (参考)法第61条第1項、第109条から111条まで、 審査基準第3の1の(1)、(3)、(4)、(6)	理事について、欠格事由等に該当しないことが履歴書又は就任承諾書において確認が行われていない。	文書
2	I-5(2)2	法第40条第2項、第44条第2項、第7項	監事について、欠格事由等に該当しないことが履歴書又は就任承諾書において確認が行われていない。	文書
3	I-3(1)2	法第40条第1項、第2項、第4項、第5項、第61条第1項、審査基準第3の1の(1)、(3)、(4)、(6)	評議員について、欠格事由等に該当しないことが履歴書又は就任承諾書において確認が行われていない。	文書
4	Ⅲ-3(2)1	留意事項1の(4)	経理規程について訂正が必要である。	文書
5	Ⅲ-3(5)1	会計省令第29条、運用上の取扱い20から24まで、別紙1、別紙2 留意事項25の(2)、26	計算書類に対する注記について、法人全体用が作成されていない。	文書
6	Ⅲ-(3)3	会計省令第6条第3項、 運用上の取扱い19、留意事項19	積立金の計上について、経理規程に規定されている決算理事会終了後2ヵ月以内に資金移動が行われていない。	文書